

「保険金を使える」という 住宅修理サービスのトラブルに注意

全国的に、「家屋に壊れたところはないか」「火災保険で無料で修理できる、保険申請も手伝う」などと勧誘される住宅修理サービスに関する相談が寄せられています。

特に、台風や大雪などの自然災害のある時期は増加する傾向があり、注意が必要です。



保険で
タダで修理
できますよ

事例 1 保険金申請代行業者が訪問し、「台風や大雨で被害を受けたことにして保険金を請求できる」と勧誘され契約したが、問題はないか。

事例 2 「火災保険で雨どいの修理ができる」と来訪した業者に保険金の請求を依頼した。その後、「修理を依頼しない」と伝えたら、30%の違約金を請求された。



ひとことアドバイス



- 「火災保険が使えるので、負担はない」「無料で保険の申請代行をする」などと勧誘されても、**すぐに契約しないようにしましょう。**
- 災害により被害を受けても、あわてずに複数の業者から工事の見積もりを取り検討しましょう。
- **保険の適用対象となるか、申請はどのようにするかを加入している保険会社等に確認しましょう。**
- 家族や周りの人は、高齢者や障がい者の家に不審な訪問者が来ていないか、気を配りましょう。
- **訪問販売による取引は、契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、クーリング・オフができます。**

(※ 8日間を過ぎていても契約の取消しができる場合もあります。)

- 不安を感じたら、早めに最寄りの自治体の消費生活センター等にご相談下さい。
(消費者ホットライン 188)



生活安全情報

米沢警察署生活安全課から

簡単に稼げるという甘い言葉に注意！

最近、

- 副業、簡単に稼げる
- 一日〇時間で〇万円稼げる

などと書かれたメールやインターネットの書き込みを見て申し込んだところ、数十万円のお金を要求され、振り込んだとの相談が多数あります。

メールや書き込みを見た人が連絡を取ると、

- もうかる方法のレクチャーにお金がかかる
- 登録するために個人情報を教えてください

などと、現金や個人情報を要求され、簡単には稼げない場合がほとんどです。

安易に情報を鵜呑みにすることなく、被害にあわないよう気をつけてください。



山形県消費生活サポーターとして活動してみませんか

「山形県消費生活サポーター」は、消費生活センターと地域を結ぶパイプ役として、消費生活センターからの情報を身近な人や地域・団体に伝えたり、地域の情報やニーズを消費生活センターに情報提供していただくボランティアです。「消費生活や消費者問題に関心のある方」で、「満18歳以上で県内で活動できる方」であれば、どなたでも応募できます。

活動例

- ◇ 地区の回覧板などに毎月のセンターニュースを回覧する
- ◇ 地域のイベントなどで消費者啓発パンフレットを配布する
- ◇ 一人暮らしの高齢者などへの「声かけ」や「見守り」をする など
～それぞれの知識や経験に合わせて自分にできる活動をお願いしています～



お問い合わせ：山形県消費生活センター 電話番号 023-630-3237

4月・5月の消費生活法律相談

4月 8日(木) 13:30~15:30

5月13日(木) 13:30~15:30

*弁護士が無料でアドバイス(30分)

*電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238-24-0999

FAX：0238-26-6072